

「五所川原市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(案)の策定にあたっての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和6年2月7日から令和6年3月10日まで

2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案の概要等を掲載したほか、市福祉政策課、行政資料スペースに備え付けました。また、希望者には郵送を行いました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ2件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	0件	0件	2件	2件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

区分	提出された意見	市の考え方
1	<p>「障害」の表記を全てひら仮名「障がい」にしてください。</p> <p>理由としては、「害」は害虫を表しているようで嫌です。まるで障がい者が害を及ぼしているような印象を与え尊厳が傷つけられます。</p> <p>数年前、相模原市の障がい者施設で発生した大量殺傷事件は、犯人の男が「障害者は社会にとって害であり邪魔なものだ」との一方的な思い込みにより引き起こした事件で、「害」という表記が世間に大きな誤解と間違った印象を与えたことも一因になったのではないかと感じています。</p> <p>青森県では令和6年4月から「障害福祉課」を「障がい福祉課」に変更する予定なのだそうです。たしかに国はいまだに「障害福祉」という表記を使っていますが、市町村や県は国に対し「障がい福祉」という表記に改めるよう要望してください。国に先んじて、市町村と県が表記を一新して、障がい者とその家族にとって明るいものになるようお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>障がいのある方とそのご家族の表記に対するお気持ちについて、改めて理解をさせていただきました。</p> <p>当市においては「障害」・「障がい」の表記については、法律上の用語や固有の表記の際は、その記載どおりの「障害」を用い、人や人の状態を表すような記載については、原則「障がい」を用いることとしているため、表記の混在がみられます。</p> <p>青森県では、令和6年度から県が新たに作成する公文書の「障害」の表記を原則「障がい」に統一する方向で進めており、障がいのある方々の尊厳を守り、障がいや障がいのある方への正しい理解が進むよう動きだしました。</p> <p>当市においても、障がいのある方やそのご家族の思いを大切にし、市民の皆様の障がいへの理解を深めていくため、負のイメージが強い「害」の字をできるだけ用いず、「障がい」と表記する取組を県とともに進めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>介護人材の不足について要望を伝えさせていただきます。</p> <p>数年前からの介護人材の不足により、例えば特定の障がい福祉サービスなどが利用出来なくなるなどの問題が常態化してるように感じます。そのため、計画上で人員不足による事業所の撤退、縮小などの対比がわかるようにしてほしいです。介護人材の不足は重大な問題で、実際に在宅サービスはもちろん施設サービスの質の低下を招いていると思います。このような状況を改善するために、皆で改善策を議論できるようなものにしてほしいと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>全国的に急速に進む人口減少、少子高齢化の影響により、社会保障に関する様々な課題が顕在化することが懸念されており、当市も例外ではありません。特に団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、青森県全体で介護職員が約2,500人ほど不足すると推計されており、介護職員の確保・定着が重要な課題として認識されているところです。</p> <p>本計画案のP11及びP12では、市内の令和2年4月1日時点におけるサービス種類別の事業所数と令和5年4月1日時点の同事業所数の対比が掲載されており、一部サービスについては減少傾向がみられるのは確かであり</p>

2		<p>ます。</p> <p>市では障がいのある方の生活を地域全体で支える仕組みづくりに注力し、今ある社会資源を最大限活用するとともに、国、県、圏域自治体、関係機関、事業者などと密に連携を図りながら、共通の課題解決に向けて協働し取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
---	--	---